

平成29年度 労働基準行政のあらまし

〈重点事項〉

- 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
～長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の推進～
- 労働条件の確保・改善対策の推進
- 労働者の安全と健康の確保対策の推進
- 労災補償対策の推進

長野労働局労働基準部及び労働基準監督署では、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のほか、法定労働条件の遵守徹底について取り組めます。労働災害については、引き続き、第12次労働災害防止推進計画の目標達成に向けて、労働災害が増加している業種や転倒災害など多発している災害の防止を重点に取り組めます。労災補償については被災労働者及び遺族に対し、迅速・適正な保険給付を着実に実施していきます。

長野労働局労働基準部

1 働き過ぎ防止に向けた取組の推進

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進

平成28年11月「過重労働解消キャンペーン」の期間に 実施した重点監督(※)の実施結果(長野県)

※ 長時間労働や離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる202の事業場に対する監督指導

1 労働基準関係法令違反があったもの	151(全体の74.8%)
(1) 違法な時間外・休日労働があったもの	107(53.0%)
うち時間外・休日労働の最も長い労働者の時間数が1か月あたり80時間を超えるもの	79(73.8%)
・うち月100時間を超えるもの	56(52.3%)
・うち月150時間を超えるもの	10(9.3%)
・うち月200時間を超えるもの	1(0.9%)
(2) 賃金不払残業があったもの	7(3.5%)
(3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	22(10.9%)
2 主な健康障害防止に係る指導の状況	
(1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	171(84.7%)
(2) 労働時間の把握方法が不適切なため指導したもの	24(11.9%)

● 実施すること ●

- ① 「過労死等ゼロ」緊急対策等の過労死等防止対策を推進します。
- ② 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導を行います。

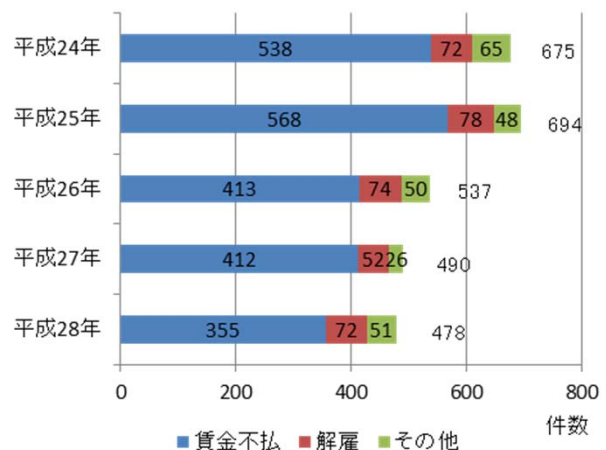
2 労働条件の確保・改善等対策の推進

(1) 法定労働条件の履行確保

表1 監督指導の実施結果 ※ () 違反率

		平成27年	平成28年
監督実施事業場数		2,842	2,665
違反事業場数		2,176 (76.6%)	2,001 (75.1%)
労働基準法	労働条件の明示 (15条)	482 (17.0%)	321 (12.0%)
	労働時間・休日等 (32・34・35条等)	886 (31.2%)	932 (35.0%)
	割増賃金 (37条)	508 (17.9%)	495 (18.6%)
	就業規則 (89条)	283 (10.0%)	282 (10.6%)
労働安全衛生法	安全基準 (20~25条)	547 (19.2%)	509 (19.1%)
	健康診断 (66条)	485 (17.1%)	480 (18.0%)

図2-1 申告事案の処理状況(主要事項別)



● 実施すること ●

- ① 監督指導を通じ、法定労働条件の履行確保を図ります。
- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきガイドライン」を周知・徹底し、当該ガイドラインの遵守を重点とした監督指導を行います。
- ③ 若者の「使い捨て」が疑われる各種相談や情報が寄せられた事業場に対し、法定労働条件の確保のための監督指導を行います。
- ④ 技能実習生等特定の労働分野における法定労働条件の確保を図ります。技能実習生に係る労働基準関係法令の違反が疑われる事案については取組強化を図り、自動車運転者、障害者、介護労働者、医療従事労働者、パートタイム労働者に対しても労働条件確保のための指導を徹底します。

(2)最低賃金制度の適切な運営

長野県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金
使用者も 労働者も

地域別最低賃金	時間額	効力発生日		
長野県最低賃金	770 円	平成28年 10月1日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。	
特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	837 円	平成28年 11月27日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	848 円	平成28年 11月27日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
各種商品小売業（衣・食・住の各種商品を小売りする事業）	800 円	平成28年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	781 円	平成28年 12月31日		

※ 精皆手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

● 実施すること ●

○ 最低賃金額の周知徹底等

最低賃金制度は、セーフティーネットとして一層適切に機能することが必要であることから、経済動向及び地域の実情等を踏まえつつ、長野地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

改定後の最低賃金額は、使用者団体、労働者団体及び地方自治体等の協力を得つつ広く周知するとともに、監督指導等を通じてその履行確保に努めます。

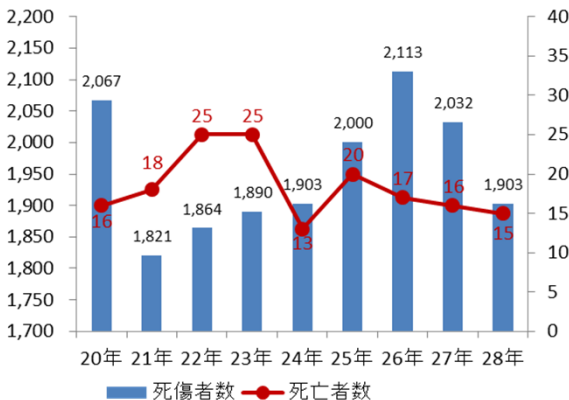
3 安全と健康の確保対策

(1) 労働災害を大幅に減少させるための重点対策

長野県内における休業4日以上死傷者数は、平成22年から5年連続で増加していましたが、平成27年に6年ぶりに減少に転じ、平成28年も休業4日以上死傷者数は1903人と前年比6.3%の減少となりました。また、死亡者数は15人(前年比6.3%の減)となりました。

今年度は、第12次労働災害防止推進計画の最終年度となりますが、目標達成に向けて、労働災害が増加している業種や転倒災害など多発している災害の防止を重点に、関係団体との連携・協働により効果的な取組を推進します。

図1-1 労働災害による死傷者数(休業4日以上)



主な「事故の型」別死傷者数

「転倒」:461人 「動作の反動」:232人
 「墜落・転落」:310人 「切れ・こすれ」:161人
 「はさまれ・巻き込まれ」:261人 「交通事故」:129人

図1-2 死傷者数(休業4日以上)の業種別割合

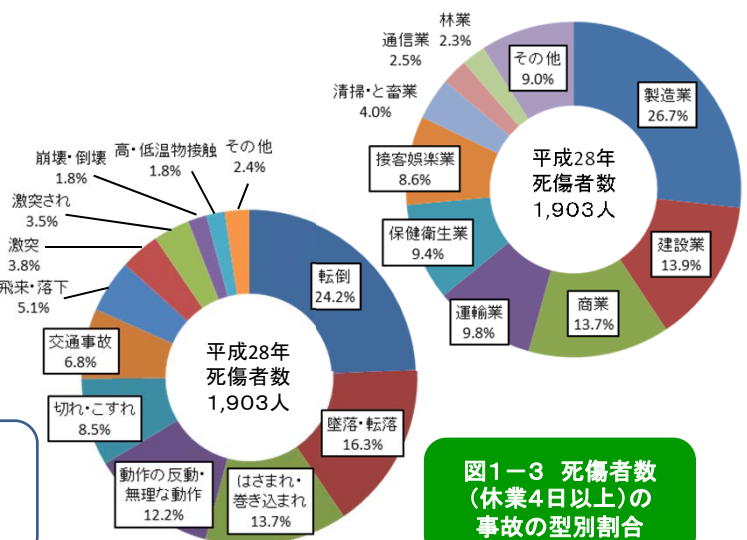


図1-3 死傷者数(休業4日以上)の事故の型別割合

● 実施すること ●

- ① 第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業)、陸上貨物運送事業、製造業及び建設業を重点に取組を推進します。
- ② 引き続き、全産業に共通して災害が多発している転倒災害の防止に取り組み、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進します。
- ③ 信州・危険の「見える化」推進運動の積極的な展開を図るため、危険の「見える化」に関する好事例の収集や「安全宣言」活動の普及啓発を行います。

(2) 治療と仕事の両立支援

企業文化の改革、企業と医療機関の連携強化、患者に対する相談支援の充実などにより、治療と職業生活の両立支援を推進するため「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月)の周知を行います。

(3) 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質を取り扱う事業場に対して、「ラベルでアクション」により、リスクアセスメントに不可欠なSDS(安全データシート)を入手・確認のうえ、発がん性をはじめとした危険有害性に応じて適切なばく露防止措置が徹底・促進されるよう指導します。

(4) メンタルヘルス対策の推進

ストレスチェック制度の実施をはじめ、労働者及び管理監督者に対する教育研修やストレス要因の把握と対応を働きかけ、取組方法がわからない事業場の支援(産業保健総合支援センターの活用)を促進し、職場復帰支援のメンタルヘルス対策に関する指導を行います。

4 労 災 補 償 対 策 の 推 進

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

業務災害又は通勤災害による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ適正な保険給付を行い、併せて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及び遺族の援護などの事業を推進します。さらに、脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び石綿関連疾患事案等にあつては、認定基準に基づいた効率的かつ計画的な事務処理を推進します。

図3-1 労災保険給付額の推移

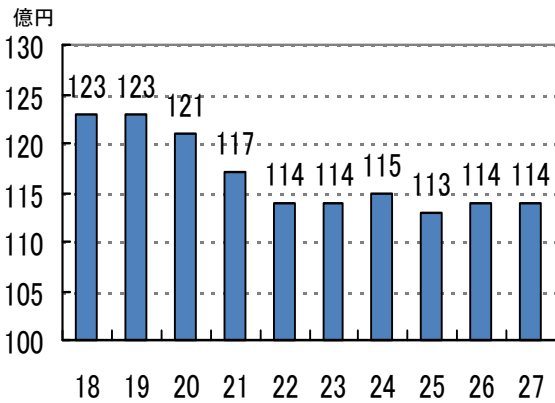


図3-2 給付種別支払状況

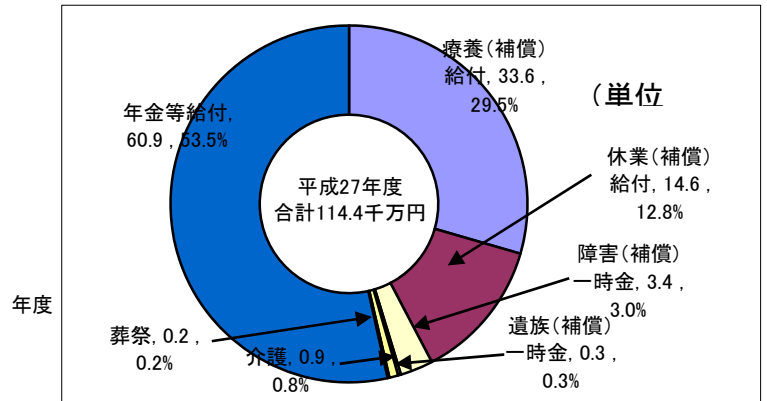


図3-3 脳・心臓疾患事案の推移

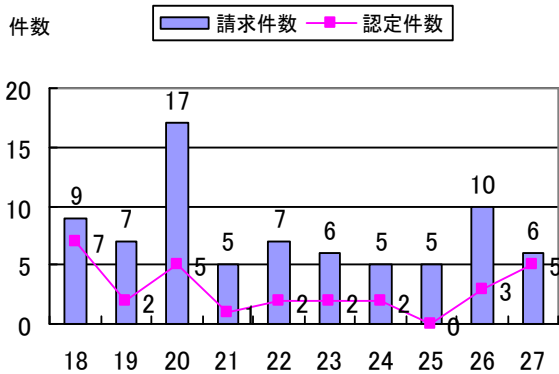


図3-4 精神障害事案の推移

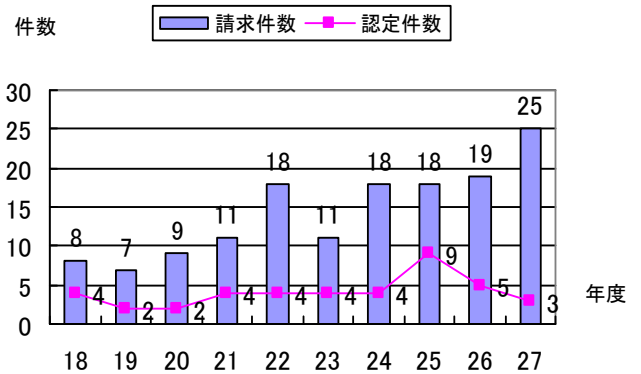


図3-5 石綿(労災法)事案の推移

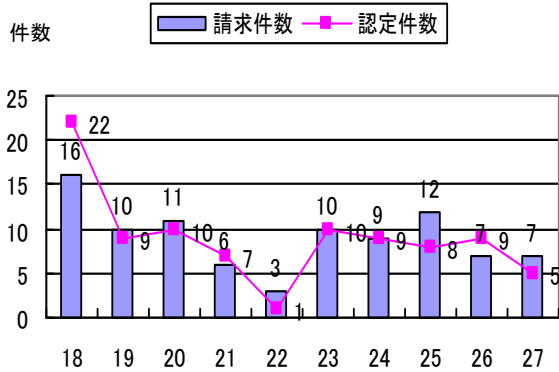
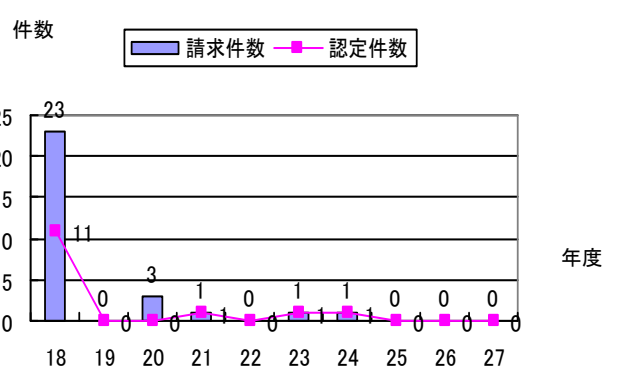


図3-6 石綿(救済法)事案の推移



● 実施すること ●

- ① 被災労働者及び遺族の早期救済のため、一層の迅速・適正な処理に努めます。
- ② 脳・心臓疾患及び精神障害事案の長期未決事案の削減に努めます。
- ③ 石綿関連疾患の更なる請求勧奨の実施に努めます。
- ④ 業務上疾病等に係る的確な労災認定に努めます。
- ⑤ 第三者行為災害に係る求償事務の的確な実施に努めます。
- ⑥ 懇切・丁寧な窓口対応の徹底に努めます。

(2)労働保険適用徴収

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称であり、農林水産事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っている事業主は、必ず加入手続を行い労働保険料等を納付しなければなりません。

また、労働保険料等の納付は、事業主の皆様が口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料等を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付する、口座振替納付があります。

● 実施すること ●

- ① 「労働保険加入促進業務」の受託団体との連携により、未手続事業場の把握に努めます。
また、把握した未手続事業主への加入勧奨に努め、自主成立を指導します。
なお、勧奨に応じず自主成立しない事業主に対しては、職権による保険成立を目指します。
- ② 費用負担の公平性確保等の観点から、労働保険料等の適正徴収に努めます。

相 談 窓 口

○総合労働相談コーナー（職場のトラブルでお困りのみなさまへ）

個々の労働者と事業主との間の民事上の個別労働紛争に関して、円満な解決を図るため、簡易かつ迅速な解決サービスを提供します。（利用は無料です。）

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供
労働局雇用環境・均等室と各労働基準監督署に設置した総合労働相談コーナーでは、労働問題に関する様々な相談に応じるとともに、労働に関する各種情報を提供します。
- 労働局長による助言・指導
紛争当事者である労働者または事業主の求めに応じて、相手方に対して、紛争の問題点の指摘や解決の方向について助言・指導します。
- 紛争調整委員会によるあっせん
紛争当事者である労働者と事業主双方の求めに応じて、弁護士・学識経験者で構成される紛争調整委員会による「あっせん」を開催し、紛争の早期解決を図ります。
（あっせんの手続きは非公開であり、プライバシーは保護されます。）

民事上の個別労働紛争相談の内訳

いじめ・嫌がらせ	解雇	自己都合退職	その他の労働条件	労働条件引下げ	退職勧奨	賠償
23%	12%	15%	10%	8%	8%	5%

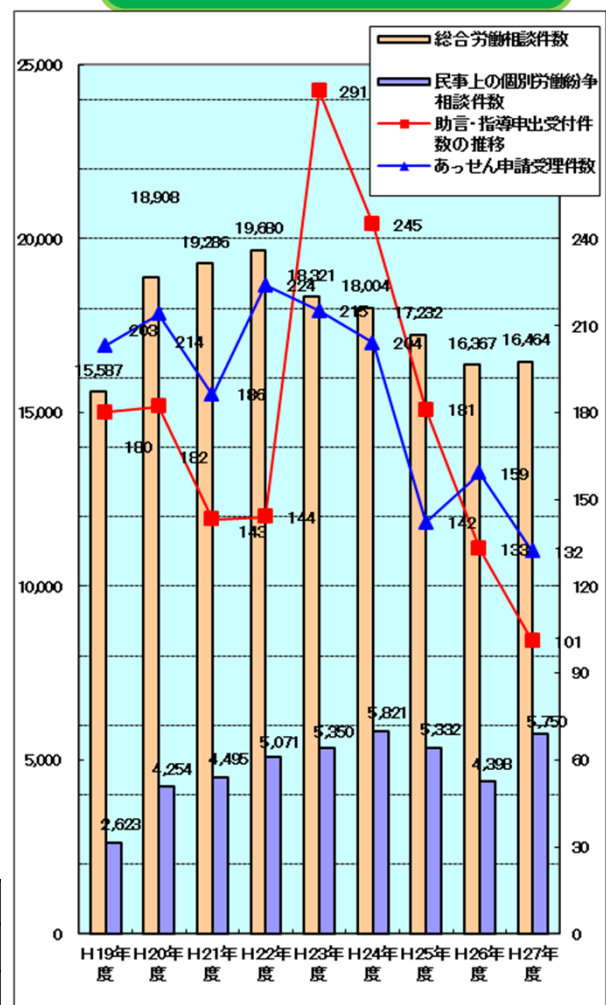
総合労働相談コーナーは、次のとおり設置しています。

長野市中御所1丁目22-1 長野労働局雇用環境・均等室内

電話026(223)0551 FAX026(227)0126

県内全ての労働基準監督署内（住所・電話番号等は冊子裏面）

個別労働紛争制度施行状況



○外国人労働相談コーナー

日本国内で就労する外国人労働者にも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用されます。

外国人労働者相談コーナーでは、ポルトガル語で相談をお受けしております。

相談日	相談場所
毎週火曜日・木曜日 9:00～16:00	長野市中御所1丁目22-1 長野労働局労働基準部監督課 Tel 026(223)0553

○最低賃金総合相談支援センター

最低賃金の引上げに取り組む中小企業への支援として、「生産性向上等の経営改善」や「労働時間制度・賃金制度等労働条件管理」に関する相談に無料で応じます(国の委託事業)。

名称	所在地・電話番号	担当区域
長野県最低賃金総合相談支援センター	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 中小企業会館4F Tel 0800(800)3028	長野県全域

○産業保健総合支援センター

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修会を毎月数回開催しています。また、産業医学やメンタルヘルス、作業環境管理、作業管理などの専門的な相談のほか、労働者の健康管理に関わる様々な問題について相談を受け付けています。さらに、事業場訪問による実地相談や、メンタルヘルス対策の導入に関する取組について個別訪問支援を行っています。(無料)

名称	所在地・電話番号
独立行政法人労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センター	長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル4F Tel 026-225-8533

○産業保健総合支援センター 地域窓口(地域産業保健センター)

産業医の選任義務のない小規模事業場(常時50人未満の労働者を使用する事業場)の産業保健活動を支援するため、次の相談・支援を行っています。また、個別訪問による支援を行っています。(無料)

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 健康診断の結果について医師からの意見聴取
- 長時間労働者への医師による面接指導

各地域窓口(地域産業保健センター)及び問い合わせ先は次のとおりです。(完全予約制)

地域名	コーディネーター氏名 連絡先(電話番号)	地域名	コーディネーター氏名 連絡先(電話番号)
長野	加藤 英郎 Tel 026-278-8043(携帯090-2441-3557)	北信濃	中村 弘雄 Tel 026-245-8805(携帯090-7003-4528)
松本	有馬 武男 Tel 0263-85-4888(携帯090-8598-4888)	小諸・佐久	須藤 馨 Tel 0267-68-1307(携帯090-1111-4698)
諏訪広域	上原 広一 Fax 0266-24-0607(携帯080-9370-2083)	上伊那	村田 隆男 Tel 0265-76-6922(携帯070-2153-0822)
上小	秋山 恵子 Tel 0268-24-6213(携帯090-8723-1712)	安曇野・大北	矢口 勝利 Tel 0263-72-2996(携帯090-5311-5037)
飯伊	岡田 茂子 Tel 0265-23-7112(携帯070-2153-0816)		

労働基準監督署の管轄区域

署	所在地・電話・FAX番号	管轄区域
長野	〒380-8573 長野市中御所1-22-1長野労働総合庁舎 Tel 026(223)6310 Fax 026(223)0576	長野市(若穂地区を除く)、千曲市、埴科郡、上水内郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1696番地 Tel 0263(48)5693 Fax 0263(48)5689	松本市(旧梓川村の区域を除く)、塩尻市、安曇野市のうち旧明科町の区域、木曾郡、東筑摩郡
岡谷	〒394-0004 岡谷市神明町3-14-8 Tel 0266(22)3454 Fax 0266(23)9109	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田	〒386-0025 上田市天神2-4-70上田労働総合庁舎 Tel 0268(22)0338 Fax 0268(22)0649	上田市、東御市、小県郡
飯田	〒395-0051 飯田市高羽町6-1-5飯田高羽合同庁舎 Tel 0265(22)2635 Fax 0265(23)0293	飯田市、下伊那郡
中野	〒383-0022 中野市中央1-2-21 Tel 0269(22)2105 Fax 0269(22)2106	須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、下水内郡、長野市若穂
小諸	〒384-0017 小諸市三和1-6-22 Tel 0267(22)1760 Fax 0267(22)0012	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那	〒396-0015 伊那市中央5033-2 Tel 0265(72)6181 Fax 0265(72)6182	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町	〒398-0002 大町市大町4166-1 Tel 0261(22)2001 Fax 0261(22)0369	大町市、安曇野市(旧明科町の区域を除く)、北安曇郡、松本市のうち旧梓川村の区域

長野労働局 〒380-8572 長野市中御所一丁目22-1

労働基準部 Fax共通 026(223)0591
 監督課 Tel 026(223)0553
 健康安全課 Tel 026(223)0554
 賃金室 Tel 026(223)0555
 労災補償課 Tel 026(223)0556

※労災補償課分室※

〒380-0824

長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル2階

Tel 026(225)1601

Fax 026(225)1603

職業安定部 Fax共通 026(226)0157

職業安定課 Tel 026(226)0865

需給調整事業室 Tel 026(226)0864

職業対策課 Tel 026(226)0866

訓練室 Tel 026(226)0862

雇用環境・均等室 Tel 026(223)0560

Fax 026(227)0126

総務部 Fax共通 026(223)0587

総務課 Tel 026(223)0550

労働保険徴収室 Tel 026(223)0552

Fax 026(223)6751

(ホームページアドレス)

<http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

職業安定部

職業安定課

- 職業紹介・指導
- 雇用保険事業
- 学卒・若年者対策
需給調整事業室
- 民営職業紹介・労働者募集
労働者派遣事業の許可・監督

職業対策課

- 高齢者雇用対策
- 障害者雇用対策
- 外国人雇用対策
- 助成金等の雇用支援対策

訓練室

- 職業能力開発支援
- 生活困窮者対策

雇用環境・均等室

- 働き方改革の推進
- 総合的ハラスメント対策の一体的実施
- 女性の活躍促進と均等関係法令の履行確保